

大江町ふるさと奨学金案内

大江町では平成 23 年度より「ふるさと奨学基金」を設け、高校生・大学生等の就学を支援するため、無利子で奨学金を貸与する「大江町ふるさと奨学金」を創設しております。奨学金制度の概要は次のとおりです。

I 奨学金の貸与額及び募集人員（平成 30 年度）

奨学生の区分	貸与額	募集人員
①高等学校、高等専門学校	年額 20 万円以内	3 名以内 ※新入学生のみ
②大学、短期大学、専修学校（専門課程）	年額 50 万円以内	5 名以内 ※新入学生のみ

※1 奨学金の貸与は、①については 6 月末、②については、1/2 以内の額を 6 月末、残りの金額を 9 月末に貸与します。但し、奨学生の希望により全額を 9 月末とすることもできます。

2 奨学生が、(ア) 休学し若しくは長期にわたる欠席をしたとき、又は停学の処分を受けたとき、(イ) 奨学生の資格要件を欠くに至ったと認められるときなどの場合は、奨学金の貸与を停止又は廃止することがあります。

3 奨学金の貸与期間は、原則として平成 30 年 4 月から卒業するまでの正規の修業期間です。ただし、毎年度末に継続手続きが必要です。（29 年度から新しく変わりました）

II 奨学金の返還期間

奨学金は、卒業後 6 箇月を経過した月の翌月から、貸与を受けた奨学金総額により下表の期間内に、月賦又は年賦（繰上返済も可）により返還していただきます。

貸与金額の総額	返還期間	貸与金額の総額	返還期間
20 万円以下	2 年	100 万円以下	8 年
50 万円以下	5 年	100 万円超	12 年

※1 返還の免除、猶予

奨学金の貸与を受けた者が、①死亡したとき、②心身の著しい障がいにより返還することができないと認められる場合、③上級の学校等に在籍する場合、④被災、傷病その他止むを得ない事情により返還することが著しく困難であると認められる場合などに該当することとなった場合は、申請により奨学金返還の免除又は猶予を受けることができます。

2 違約金

正当な理由がなく奨学金を返還すべき日まで返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した額の違約金を納付していただきます。（当該違約金が 100 円未満は免除）

III 奨学生の資格・条件

町内に住所を有する者等の子弟で、学習活動、その他生活全般の態度、行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人としての活動が見込める者で、次の家計基準を満たしていることを要件とします。

1 家計基準

貸与を受けようとする者の属する世帯における「主たる生計維持者及びその配偶者の所得（給与等にあつては、その給与等の収入金額）」が、別表第1の所得基準額以下であること。ただし、別表第2に掲げる特別な事情がある場合については、その金額を控除した後の金額とする。

(1) 所得基準額【別表第1】

	3人	4人	5人	6人
①給与所得の世帯	840万円	900万円	920万円	950万円
②給与所得以外の世帯	420万円	480万円	520万円	550万円

※ア 世帯人員が6人を超える場合は、一人増すごとに30万円を加算する。

イ 上記①及び②の所得を有する場合は、所得基準の算定にあつては①については所得とする。

ウ 同じ世帯の中に貸与を希望する奨学生以外に大学等に就学する子がいる場合など「特別な事情」がある場合は、上記所得より一定金額を控除（【別表第2】参照）した後の所得による。

(2) 特別控除額【別表第2】

特別な事情	区 分		特別控除額		
① 母子・父子世帯控除			49万円		
② 就学者控除 (本人を除く兄弟姉妹)	小学校		8万円		
	中学校		16万円		
	高等学校		区 分	自宅通学	自宅外通学
			国公立	28万円	47万円
			私 立	41万円	60万円
	高等専門学校		国公立	36万円	55万円
			私 立	60万円	80万円
	大学（短大含む）		国公立	59万円	102万円
			私 立	101万円	144万円
	専修学校	高等課程	国公立	17万円	27万円
私 立			37万円	46万円	
専門課程		国公立	22万円	62万円	
		私 立	72万円	112万円	
③ 障がい者控除			一人につき 86万円		
④ 長期療養者控除			療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額		
⑤ 火災・風水害等控除			日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑、店舗等）に被害があつて、将来にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額		

※『障害者控除』の適用を希望する場合は、障害者手帳の写しを添付ください。

2 連帯保証人

審査会により奨学金の貸与が決定した場合、連帯保証人をたててもらふ必要があります。申請の際には、連帯保証人についても予め、見通しをもって手続きくださるよう、お願いいたします。

IV 奨学金の申込み手続き

(1) 様式第1号「大江町ふるさと奨学金貸与申請書」(以下「貸与申請書」という)の提出

奨学金の貸与を希望する方は「貸与申請書」に必要事項を記載し、4月27日(金)まで以下に掲げる書類を添えてお申し込みいただきます。なお、応募者の状況等によっては、必ずしも申請いただいた方が奨学生として採用されるとは限りませんのでご了承ください。

◇「貸与申請書」提出時における添付書類

- 1 在学証明書
- 2 その者の属する世帯全員の住民票
- 3 その者の属する世帯の全員の収入金額及び所得がわかる書類
- 4 主たる生計維持者及び配偶者の納税証明書
- 5 大江町ふるさと奨学金の貸与希望理由書(様式第1号の1)
- 6 その他町長が必要と認める書類

※大江町の納税者については、3・4を1枚にまとめて発行可能です。大江町税務町民課に「ふるさと奨学金に係る証明書」としてお申し出ください。

※兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれを別様に原本をご準備のうえご提出ください。

(2) 様式第3号「大江町ふるさと奨学金貸付願書」(以下「貸与願書」という)の提出

奨学生は、教育関係者、福祉関係者などからなる「奨学生審査委員会」の審査を経て決定されます。奨学生として決定の通知を受けた者は、「貸与願書」に関係書類を添えて提出していただきます。

◇「貸与願書」提出時における添付書類

- 1 連帯保証人(2名)の印鑑証明書
- 2 その他町長が必要と認める書類

※ 連帯保証人は成年者であって、次の各号に該当する者1名ずつとします。ただし、町税等の未納者は連帯保証人となることはできません。

- ① 借受希望者の父母兄弟のいずれか又はこれらに代わる者
- ② ①の連帯保証人とは別に独立して生計を営む者

○ その他、ご質問がある方は、大江町教育委員会までお問い合わせください。

奨学金の貸与を希望される皆様へ

奨学金は、高等学校・大学校・専修学校(専門課程)等へ就学する皆さんの就学にかかる経済的負担を軽減することを目的として創設されたものですが、その原資は町民の方々から負担いただいている町税等を財源としています。

貸与を受けた奨学金をきちんと返還し、次世代の方も貸与を受けられるようリレーしていくことが必要であり、また、多くの町民の方々の若者に寄せる思いというものを是非ご理解いただき、ご利用いただくようお願いいたします。

お問い合わせ先

大江町教育委員会教育文化課学校教育係 **Tell : 62-2270**

【平成30年度 奨学金貸与スケジュール (予定)】

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

4月2日(月)～申請書受付開始

4月27日(金)申請書受付終了

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

5月1日(火)～5月18日(金)

審査委員会開催・奨学生の決定

5月22日(火)奨学生決定通知発送

5月24日(木)～貸与願書受付開始

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

6月8日(金)貸与願書受付終了

6月25日(月)奨学金支払い予定

※高等学校・高等専門学校

※大学・短期大学・専修学校
(専門課程)

分割払い希望者前期分

:

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

9月25日(火)奨学金支払い予定

※大学・短期大学・専修学校
(専門課程)

一括払い又は分割払い希望者後期分